

## 鳥取県福祉研究学会の会員について

本会の会員については、入退会の手続きを設けず、本会行事の参加者を会員と捉えています。

このため自己財源として年会費を徴収せず、代わりに研究発表会において参加費を徴収することになっています。

みなさんの参加をお待ちしています。

### 規約

(会員の資格)

第4条 会員は、福祉に関する業務に従事している者、福祉に関する調査研究している者、その他福祉に関心を持つ団体・個人とする。